**【テーマ4】　子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | **◆小・中・高一貫したキャリア教育を推進するとともに、地域と連携した体験活動や読書活動を充実し、粘り強くチャレンジする力をはぐくむ教育を充実します。****◆歴史や芸術・文化・学術等に関する教育を推進し、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心をはぐくみます。****◆民主主義をはじめとした社会のしくみについての教育を推進し、社会の一員として参画し貢献する意識や公共の精神を醸成します。****◆社会のルールを守り、違いを認め合い人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ人権教育・道徳教育を推進します。****◆子ども自身の問題解決能力をはぐくむとともに､関係機関との連携や支援チームの活用等により､いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応を強化します｡****◆教員研修の実施など校内の指導体制を強化し、体罰等の防止に取り組みます。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■キャリア教育の推進**＊小中連携によるキャリア教育　・中学校区単位で作成したキャリア教育推進計画に基づいた小・中９年間のキャリア教育プログラムの実践を促進し、将来の夢や目標を持ち、チャレンジする力を育む教育を推進します。＊職業教育推進事業 【テーマ２】再掲　・専門学校のノウハウを活用し、職業教育テキストを作成して授業等で使用することにより、府立・私立高校生の職業観の育成を図ります。・キャリア教育支援体制整備事業により構築した校内体制及び就職支援に関するノウハウを有効活用します。は、公私双方を対象とする取組み＊「進路保障」機能強化の検討【テーマ２】再掲　・府立高校における卒業後の「進路保障」機能の強化を図るため、課題を抱える生徒の多様化、障がいのある生徒や外国籍の生徒の増加に対応したキャリア教育の充実について検討します。＊「志（こころざし）学」(\*11)の推進・府立高校において、「志（こころざし）学」を教育課程に位置付け、その推進を図ります。**■読書環境の充実**・第3次大阪府子ども読書活動推進計画に基づき、子どもへの働きかけや読書に関わる人材の能力向上、公民連携等による取組みを通じて、子どもの読書活動の環境整備を図ります。は、公私双方を対象とする取組み | ◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の割合を増やします。 （参考）平成30年度　　小学校　83.0％（全国85.1％） 中学校　69.4％（全国72.4％） ◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・就職内定率の向上を図ります。（参考）平成31年3月末就職内定率（府立高校全日制・定時制）　94.3％◇活動指標（アウトプット）・令和２年度からの事業実施へ向け、令和元年度前半までに展開方策をとりまとめます。◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・全国学力・学習状況調査において「読書が好き」と回答する児童生徒の割合を増やします。（令和２年度目標　全国平均） （参考）平成30年度　　小学校　44.1％中学校　32.1％　※平成30年度のみ、全国学力・学習状況調査から当該質問事項が削除されていたことにより、府が独自に実施した子どもの読書調査の数値を記載。 | ○キャリア教育の推進＊小中連携によるキャリア教育　・キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡会及びヒアリングを通して、リーフレット「キャリア教育を充実させるために」の活用促進、中学校区におけるキャリア教育全体指導計画の検証・改善について指導した（4月、7～8月、10月）。・「大阪府版キャリア・パスポート」を作成し、HPに掲載するとともに、キャリア・パスポートを活用した系統的な指導について冊子「進路指導のための資料第54集」及びリーフレット「キャリア教育の充実に向けて」にまとめ市町村に配付した。・全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の割合令和元年度　　小学校　81.2％（全国83.8％） 中学校　67.4％（全国70.5％）＊職業教育推進事業　【テーマ２】再掲　・キャリア教育成果発表会やキャリア教育セミナーを開催し、専門学校の教育成果の報告や高等専修学校のキャリア教育の事例発表等を行った。・職業教育テキストを府立高校15校に配布した。＊「進路保障」機能強化の検討【テーマ２】再掲・教育委員をメンバーに含めた検討会議を４回開催するとともに、教育委員会会議（８月）において意見聴取を行った上で、キャリア教育の充実等、進路保障機能の強化に向けた取組み方針を取りまとめた。この方針を基に令和２年度から以下の事業に取り組む予定。　・キャリア教育ロードマップ作成実践事例の提供　・複数の言語に対応した進路選択の教材作成。　・モデル校（１校）における定着支援の実施、　　就職後の状況分析。＊「志（こころざし）学」の推進　・府立高校においては、すべての生徒が卒業までに１単位時間（年間35時間）「志（こころざし）学」を学習している。○読書環境の充実　・子どもへの働きかけとして、大阪府公式ツイッターを活用した本の紹介（毎週金曜日）やオーサービジット事業（８回）、中高生ビブリオバトル大会（11月10日高校生大会、12月1日中学生大会）を実施した。・読書に関わる人材の能力向上として、「ビブリオバトル研修」（2回）「読書活動支援講習会」（1回）を実施した。また、市町村に出張して実施する「ビブリオバトル出前講座」（３回）と、「読書活動支援講座」（３回）を実施した。・公民連携等による取組みとして、市町村や大学・民間企業と協力し、「えほんのひろば」事業（７回）を実施した。 |
| **社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ**  |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進****・**すべての府立高校において、民主主義など社会の仕組みに関する教育を「公民科」や「志（こころざし）学」などにおいて実施します。 **■歴史・文化にふれる機会の拡大**・府立弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館と協力し、「でかける博物館」事業として学校に対する出前講座や校外学習等を実施するとともに、市町村と連携し、出土した遺物等の公開展示や講演会等を行い、児童生徒が本物の文化財に触れる機会をひろげ、郷土の誇りや伝統･文化を尊重する心をはぐくみます。 | ◇活動指標（アウトプット）・「政治的教養を育む教育」について、「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」を活用し、「知識・理解に関する内容」を１年次終了までに１単位時間以上、「実践的な学習活動に関する内容」を２年次終了までに４単位時間以上、計５単位時間以上をすべての学校で実施します。◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・小・中・高等学校への出前授業・資料貸出等　10校・市町村及び博物館と連携した出張講座・資料貸出等　40件 | ○民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進・すべての学校において、「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」を活用し、「知識・理解に関する内容」を１年次終了までに１単位時間以上、「実践的な学習活動に関する内容」を２年次終了までに４単位時間以上、計５単位時間以上実施した。○歴史・文化にふれる機会の拡大・小・中・高等学校に対し、出前授業や、校内で出土した資料を展示するための貸出等を実施。　10校【出前授業】大阪狭山市立西小学校　等【資料貸出】府立茨木高等学校　等・府内市町村及び博物館と連携し、出土した遺物等を用いた出張講座や資料貸出等を実施。　45件【出張講座】堺自由の泉大学「堺歴史探訪・考古学」講座　等【出張展示】府立狭山池博物館「南大阪の発掘成果」展　等 |
| **ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ**  |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■道徳教育の推進**＊道徳教育推進事業・全面実施された道徳科において、平成29年度に作成した「『特別の教科　道徳』実践事例集」などを活用し､考え､議論する授業を推進するとともに、実践研究校における指導方法や評価方法についての好事例を市町村に情報発信します。**■国際理解教育等の推進**＊特別の教育課程による日本語指導推進事業・日本語指導が必要な児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び小中学校へ日本語指導スーパーバイザーを派遣し、担当者等への助言・支援等を実施します。 | ◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・全国学力･学習状況調査において「学校のきまりを守っている」と回答する児童生徒の割合を増やします。（参考）平成30年度　　公立小学校　84.9％（全国89.5％）公立中学校　93.3％（全国95.1％）◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の実施率を向上します。 　（参考）平成30年度　56.4％ | ○道徳教育の推進　・実践研究校の連絡協議会を実施（６月、2月）。・全小中学校の道徳教育推進教師を対象とした連絡協議会を実施（７月、８月）。・道徳教育担当指導主事対象の研修会を実施（６月、10月、2月）。・全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」と回答した児童生徒の割合　 令和元年度　 公立小学校　88.4％（全国92.3％）　 　公立中学校　94.7％（全国96.2％）○国際理解教育等の推進　・「特別の教育課程」による日本語指導を受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び小中学校へ日本語指導スーパーバイザーを派遣（32市町村､136校､419回）。・日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の実施率 　　令和元年度　91.8％（３月調査時点） |
| **いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化**  |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■いじめ解消に向けた総合的な取組みの推進**＊いじめ対策・不登校支援等推進事業 ・いじめ状況調査の実施による的確な実態把握と早期対応をすすめるとともに、スクールロイヤー（弁護士）を市町村に派遣し、適切ないじめ対応を図ります。 ＊問題行動への対応チャート等の活用 ・5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート、いじめ対応プログラム及びいじめ対応マニュアルの活用を促進します。 ・市町村のいじめ対応に関する特色ある取組みを収集し、府内全市町村に情報発信します。**■福祉等の関係機関の連携による不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進**＊スクールカウンセラー(\*12) 配置事業　・スクールカウンセラーを活用したきめ細かな相談を行うとともに、市町村及び校内の不登校対策会議の開催を促進します。＊スクールソーシャルワーカー配置事業　・中学校区に1名のスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行うとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを派遣し、市町村における支援ネットワークを充実させます。＊教育総合相談事業　・児童生徒や保護者等を対象に実施している電話相談・メール相談・面談相談等により不登校児童生徒の支援を行います。は、公私双方を対象とする取組み＊高等学校教育支援センター　　　　　・登校の意思があるにもかかわらず登校できない状況にある府立・私立高校生・府立中学校生への支援を行います。＊課題を抱える生徒フォローアップ事業　 【テーマ2】【テーマ3】再掲・様々な課題を抱える生徒が多い府立高校（定時制、通信制課程）16校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校への定着を図ります。・民間支援団体と連携して14校の高校に居場所を設け、課題を抱える生徒を早期発見するとともに、学校が必要とする外部人材を活用し、関係機関につなぐことにより、生徒のフォローアップを行います。・高等支援学校等に通う課題を抱える生徒及び家庭に対する福祉的アプローチの強化のため、スクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭生活等による課題への支援の充実を図ります。■**生徒指導体制の強化**・こども支援コーディネーター(\*13)を拡充し、学校の総合的な問題解決機能の向上を図ります。＊小中学校生徒指導体制推進事業・生徒指導のノウハウを小中学校で共有することにより中学校区での指導体制を整え、府内における暴力行為発生件数を減少させます。 | ◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・いじめの解消率を向上させます。 （参考）平成30年度府内いじめ認知件数　公立小学校30,855件 公立中学校4,212件平成30年度府内いじめ解消率　公立小学校91.1％　公立中学校80.1％　　　　　　令和元年度目標　解消率100％ 　◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・不登校児童・生徒数を減少させます。　 （参考）平成30年度府内不登校児童・生徒数 公立小学校3,063人 公立中学校7,787人　 　　　　　　平成30年度児童・生徒数千人率　 　公立小学校　7.1（全国　7.0）公立中学校　38.3（全国38.1） 令和元年度目標　全国水準以下 　◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・定時制課程の高校の平均中退率を11.4％、通信制課程の高校の中退率を6.3%にすることをめざします。　　　（参考）平成30年度　　　定時制課程　　13.4%　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通信制課程　　13.2%・居場所を設けている高校の平均中退率を4.2％にすることをめざします。　　　（参考）平成30年度　　5.2% ・対象校の学校満足度の上昇（学校教育自己診断）をめざします。（参考）平成30年度　　68.8%　・令和３年度までに、SSWを派遣する高等支援学校の長期欠席者数を在籍生徒数の５％を目標として減少させます。（参考）平成30年度　　8.6%◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・暴力行為発生件数を減少させます。 （参考）平成30年度府内暴力行為発生件数 公立小学校2,753件 公立中学校3,201件　　　　　　平成30年度発生件数千人率　公立小学校　6.4（全国　5.7） 　　　　　　　　 公立中学校15.7（全国 9.3） 令和元年度目標　全国水準以下  | ○いじめ解消に向けた総合的な取組みの推進　＊いじめ対策・不登校支援等推進事業・各学校におけるいじめ対応等の見直しに向けた、「いじめ対応セルフチェックシート（学校用･教員用）」を作成し、府内学校に周知（6月）・いじめ状況調査を実施し、実態把握（7月、12月、3月）・各学校におけるいじめ問題への適切な対応に向けた「生徒指導緊急校長会議」を実施（8月）・いじめの早期解決に向けて市町村教育委員会と連携し弁護士を派遣（100回）・「問題⾏動への対応チャート」、「いじめ対応プログラム」及び「いじめ対応マニュアル」の活⽤について、市町村教育委員会を通じて各学校へ周知するとともに、学校訪問を通じて指導。・市町村における各生徒会の活動内容の情報交換とともに携帯やネットでのいじめについての学習や啓発すべき内容について、市町村教育委員会とワーキンググループを実施（7月、8月、9月、10月、11月、1月）・生徒会サミットを実施し、全市町村でいじめ防止の取組みについて意見交換（11月）○福祉等の関係機関の連携による不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進＊スクールカウンセラー配置事業　・スクールカウンセラー連絡会に市町村教育委員会担当指導主事も参加し、市町村及び校内における児童生徒への有効な支援の在り方について研究協議等を実施（4月、9月）。＊スクールソーシャルワーカー配置事業　・スクールソーシャルワーカー連絡会に市町村教育委員会担当指導主事も参加し、市町村における福祉等の関係機関の連携による支援ネットワーク充実に向けた研究協議等を実施（4月、5月、7月、8月、10月）。＊教育総合相談事業　・電話・メール・面接相談を通して不登校児童生徒の支援を行った。「不登校関連」相談件数電話：158件、メール：119件、面接：228件＊高等学校教育支援センター　・学校と連携しながら、入室生徒一人ひとりの状況に合わせて、支援を行った。入室生徒数：16名、見学：22件、問合せ：81件・不登校児童生徒への支援モデル事業　　不登校生徒支援の学校訪問研修を行った。研修・コンサルテーション等実施数43回（17校）＊課題を抱える生徒フォローアップ事業　【テーマ２】【テーマ3】再掲　・効果的な生徒支援を図るため、教育庁、学校の担当者や民間支援団体の研修会を４回実施。また、連絡協議会を６回開催した。・様々な事例に適切に対応することができるようＳＳＷを対象にした研修を実施するとともに、スーパーバイザーから直接助言を得られる体制を整えた。・家庭生活上の問題などを抱える83人の生徒を対象としたケース会議を開催し、生徒及び家庭へ関係機関と連携した支援を行った。・効果的な生徒支援を図るため、SSW・学校の担当者・民間支援団体が参加する協議会を２回、SSW・学校の担当者が参加する研究会を１回、SSWを対象とした研究会を４回、実施した。・事業実施校５校に教育庁が学校を訪問し、活用状況を把握するとともに、効果的な運営方法について助言した。○生徒指導体制の強化　・こども支援コーディネーター配置を129校から135校に拡充。研修を開催（4月、9月、12月、2月）＊小中学校生徒指導体制推進事業・125中学校に対して、生徒指導主事がその職務に専念し、中学校区での生徒指導体制を充実させるための時間講師を配置。・事業対象小学校を80小学校から98校に拡充し、学校の状況に応じて、チーム小学校ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ(校長OB)、SSWｻﾎﾟｰﾀｰ(教員OB等)を配置。・府教育庁が直接学校訪問し、中学校区での生徒指導体制構築について助言。・事業実施小中学校の生徒指導主事等に対し研修を開催し、児童生徒理解や専門家との連携方策について協議（4月、5月、7月、9月、10月、2月）。 |
| **体罰等の防止**  |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | ■**体罰等に関する相談体制の整備**＊すべての府立学校において、生徒アンケートを実施します（7月、12月）。＊児童生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備します。 ＊「被害者救済システム(\*14)」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもたちの立場に立った解決、救済を図ります。は、公私双方を対象とする取組み | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・体罰の根絶をめざします。  | ○体罰等に関する相談体制の整備　・「春季休業中における生徒の指導について」等において、「被害者救済システム」等の相談窓口の周知を徹底するよう各学校に依頼した。・すべての府立学校を対象に、生徒アンケートを実施した。（７月、12月） |